

答 (藤本産業課長)

町では、これまで担い手の育成をはじめ、多様な農業振興施策を関係機関や農業団体一体となって推進してきました。機械導入への支援、特産品として栗の生産講習会を始めとする技術指導や生産者の助成、農作物の被害防止のための防護策設置助成などを行い、農業支援や振興を図ってきました。また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用により、町民共同による農地保全の取り組みを推進するとともに、認定農業者制度や青年就農給付金事業を活用し、担い手の確保や育成に努めました。野上用水や錦織用水などの整備を通して、農業生活基盤の整備も実施しました。しかし、農家の高齢化や後継者不足が進み、耕作放棄地の増加や担い手不足が課題となっています。それを解消するためには、農地の集積化や新たな担い手の確保が必要となります。

そのためには、生産性の向上に加え、新たな地域特産品を開発・推奨することによる、儲かる農業へのシフトチェンジ、それに加え、新規就農者などが八百津町に移住定住してくれるための、魅力ある支援が必要になってくると考えています。

課題と捉えています。町では、林業生産基盤の充実を図るため、林道や作業道の整備を進めてきました。森林施業の共同化や受委託を促進することにより、森林組合の育成、強化に努めました。環境保全活動としては、笹池林道のフォレストコミュニティ総合整備事業や、キリン木曾川水源の森のボランティアのみなさんによる整備活動が行われています。こうした中においても、林業従事者の高齢化や後継者不足、国産材需要の低迷などから、まだまだ手の付けられない森林が多くあります。水源涵養機能の維持や、災害からの危険性を少しでも減らしていくことに加え、建築材・家具など、住むための基盤を作る「木材生産機能」人を豊かにする里山の「快適環境機能」生活環境を保全し、文化を高める「保険・文化機能」といった森の持つ多面的機能を有効に活用し、森林の整備や適正な管理、後継者の育成などに取り組む必要があると考えています。



加藤 良治 議員

Q1 (仮称伊岐津志トンネルに接続する吉野町道を念頭とした保守管理について)

町道等の保守管理について

問 (仮称) 伊岐津志トンネルの供用開始を直前に迎え、

町も道路の整備として伊岐津志から稲葉橋、そして野上までの間を改良する計画ではあるが、トンネル開通後の利用を考えると、野上・洞工業団地への通勤利用なども増えるのではないかと予測される。町としてトンネル開通に伴う道路利用の増加を考え、主要町道の全面改良を含め計画的な保守管理の考えを伺う。

答 (藤掛建設課長)

道路施設の保守管理という面では、平成24年に起きました中央自動車道、笹子トンネルの天井板落下事故に端を発して、道路施設の老朽化が社会問題になりました。平成25年に道路法の改正を受けて、道路管理者はトンネルや橋などの重要な道路施設を5年に1回点検するよう義務づけられました。また、擁壁、舗装などの点検も行うように指導されています。八百津町では平成26年に道路施設の総点検を行いました。この中で道路の舗装の損傷状況、擁壁や土羽

法面の状態、道路照明器具や道路標識の状態も点検しました。舗装点検は町道の中でも主要幹線道路やバス路線など52路線、約80キロメートルにおいて、舗装の損傷状況を測る指標に基づいて調査を行いました。この調査結果から、舗装の損傷状態を判定し、ランク分けしています。今回調査した町道のうち、全延長に対して4割以上は老朽化が進んでおり、損傷度が大きく、出来るだけ早く舗装補修工事が必要な箇所になっています。どの路線も舗装工事を行ってからの相当な年数が経過し、早急に舗装補修工事を行いたいところですが、なにもぶ線数が多く予算的な問題があります。舗装補修工事は、判定結果を基に交通量やバス路線の有無などを考慮したうえで、優先順位を付けて施工したいと考えています。事業費については国庫補助事業を活用して、出来るだけ多くの財源を確保した上で、工事を行うてまいりたいと考えています。

答 (藤本産業課長)

即した指導体制を農地等にも適用してはどうかと思うが、町の考えを伺う。

Q2 耕作放棄地の適正管理と指導体制について

耕作放棄地について

問 耕作放棄地は、最近特に目に付くようになってくる。そこで、「八百津町特定空き家等の適正管理に関する条例」に

遊休農地・耕作放棄農地の問題は、全国的に深刻な問題です。町では、町民のみなさんからの通報があったとき、すぐに現地調査に向向き、文書で草刈り通知を発送し、シルバー人材センターの紹介などを行い、管理に向けた周知を行っているところですが、平成21年の農地法改正により、管内のすべての農地について利用状況調査の実施が義務づけられました。さらに、平成26年の改正では、遊休農地に対しても利用意向調査の実施が義務づけられたところです。このため、町では遊休農地の発生防止と農地の有効活用を図るため、平成21年度から毎年農業委員のみなさんに農地パトロールを行っていただいています。パトロールによって管理がされていないことが判明した農地は、今後の利用・管理について、次のような利用意向調査(アンケート調査)を行っています。

- ①自ら耕作するか。
- ②農地中間管理機構などを利用するか。
- ③誰かに貸し付けるか。

など今後の意向について聞き取りを行い、遊休農地化にならないよう調査をしています。また、